



# 来週の投資戦略 (7/19-22)

## 日米決算も黒田会見も

2022年7月17日

小松 徹

### 注目事項 — 見所

- 日米企業 4-6 月期決算 — 中国関連銘柄への期待度は？
- 7月 20-21 日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持だが？
- 7月 22 日、6月の消費者物価指数（生鮮食品・エネルギーを除く）— 前年比+1.0%？

### 株式市場見通し

先週も成長株がわが国株式市場をリードした。週間ベースで見ると、6月17日の週を底に TPX500 成長株がそこから 6.29% 上昇し、TPX500 割安株が +0.29% とほぼ横ばいだった。ただ、成長株の上昇には 2 種類ある。この 1~2 年間で株価が半値以下になるなど、大底を打ってからの反発局面にあるもの。この場合には、企業業績が目に見えて改善しているとはまだ言えない。もうひとつは、一貫して業績が良く、高値を更新している銘柄だ。数はこちらが圧倒的に少ない。来週は注目企業の 4-6 月期企業決算が日米で発表される。実績だけでなく、明るい兆候が出ているかチェックしたい。

来週わが国で最も注目される決算は水曜日の日本電産 (6594)。アナリスト予想の営業利益は 446 億円とほぼ前年実績と同じだ。中国のロックダウンの影響を受けただろうが、何らかの対策を打ったはずだ。短期も中長期も業績予想の修正はないだろう。ただし、永守会長の長期計画に対する自信がこれまで以上に強いのか、見ておきたい。同日に米国でもテスラモーターズの決算発表がある。当社はこれまでアナリスト予想を上回る実績を上げてきた。製品値上げしているのだから、アナリストの売上高予想が前年比 44% と高いが、利益はどうだったか。マスコミの関心はツイッター買収に関する訴訟だろうが、わが国市場には影響ない。

さて、火・水曜日に日銀の金融政策決定会合が開催される。大方の見方は現状維持だ。ところが、一部に今回の修正に向けて、何らかのヒントがあるかもしれないと期待している。恐らくこれは債券先物の売り戦略の材料として外国人投資家の間で共有されているのかもしれない。黒田総裁の記者会見では、物価高と円安が進む中で、政策変更しないことに質問が集中するだろう。何らかの返答が材料視される可能性もあろう。

最後に来週注意すべき内外の経済指標について。火曜日にユーロ圏の 6 月の消費者物価指数が発表される。全体で前年比 +8.6%、コア指数で +3.7% と予想されている。2 日後の木曜日に欧州中央銀行 (ECB) が政策金利を 0.25% 引き上げるとほぼ決まっている。まさか米国のようなことはないと思うが、あれば大混乱だ。次回も 0.25% にするかは今後大いにもめるだろう。わが国では金曜日に 6 月の消費者物価指数が発表される。金融政策決定会合時点で黒田総裁の耳にはすでに入っている数字だろう。余程予想値とずれない限り、材料視するのは難しいかもしれない。

### KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。